

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について … 2

令和7年8月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	大明物産株式会社（法人番号：9010601043553） 代表者 王 華威
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区大島4-2-4-201 (足立営業所) 東京都足立区六町3-14-15
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年3月28日及び令和7年4月9日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(3)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ONGA E S H I (法人番号: 4180301036151) 代表者 谷 暁佳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 愛知県豊田市舞木町小原野630-3(2階) (東京営業所) 東京都葛飾区水元4-10-16-2号室
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月25日及び令和7年5月15日、新規許可を受けたことによるを端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼記録の記録事項の不備(運輸規則第24条第5項)、(4)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(5)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(6)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(7)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年8月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	日立自動車交通株式会社（法人番号：6011801011369） 代表者 佐藤 雅一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区綾瀬6-11-22 (本社営業所) 東京都足立区綾瀬6-11-22
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月14日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グレース (法人番号: 2013201001714) 代表者 金野 和夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区中央町2-24-5 (本社営業所) 東京都目黒区中央町2-24-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月16日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年8月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	神奈中観光株式会社（法人番号：2021001038190） 代表者 小林 昭司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県平塚市八重咲町6-18 (神奈川営業所) 神奈川県平塚市田村4-1284
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和7年7月2日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)